

# 麦、大豆、野菜の作付拡大を支援する事業を新設しました！！



令和4年4月 埼玉県農林部生産振興課

**【令和4年度 麦・大豆等作付拡大支援事業（県事業）】**  
**水田において、麦、大豆、野菜の作付面積をそれぞれ拡大した場合に、その拡大面積に応じて補助金を交付します。**

## 交付対象者

販売農家、集落営農

## 対象作物

R5産麦(4麦)、R4産大豆、R4産野菜

※いずれも基幹作のみ

## 対象農地

水田活用の直接支払交付金における交付対象水田

## 交付単価

麦 : 10,000 円以内 / 10a

大豆 : 5,000 円以内 / 10a (10,000 円以内/10a)

野菜 : 5,000 円以内 / 10a (10,000 円以内/10a)

※国の都道府県連携型助成が加味され、()内の単価となる。

## 交付要件

### 【麦】

- 令和5年産のは種面積が、令和4年産麦の作付面積よりも拡大していること。
- 令和4年産、5年産主食用米の作付面積を、下記の面積以下とすること。

### 【大豆】

- 令和4年産の大豆の作付面積が、令和3年産の作付面積よりも拡大していること。
- 令和4年産主食用米の作付面積を、下記の面積以下とすること。

### 【野菜】

- 令和4年産の野菜の作付面積が、令和3年産の作付面積よりも30a以上拡大していること(複数人で30a以上の水田を団地化した場合も対象)。
- 令和4年産主食用米の作付面積を、下記の面積以下とすること。

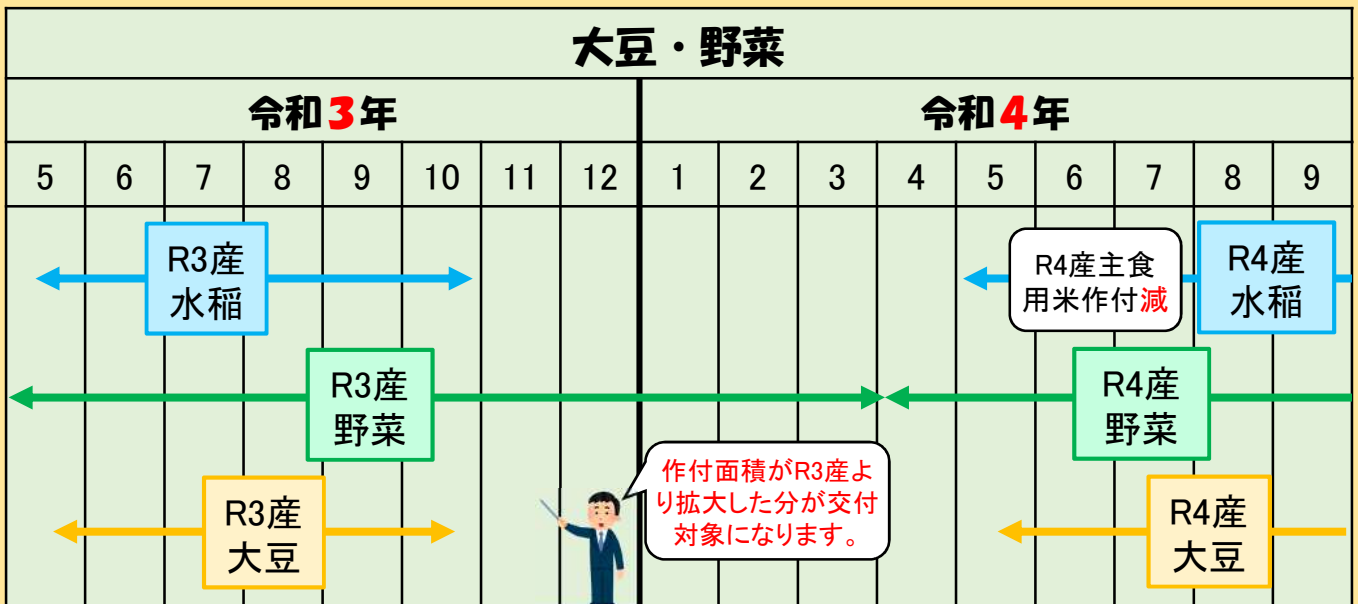
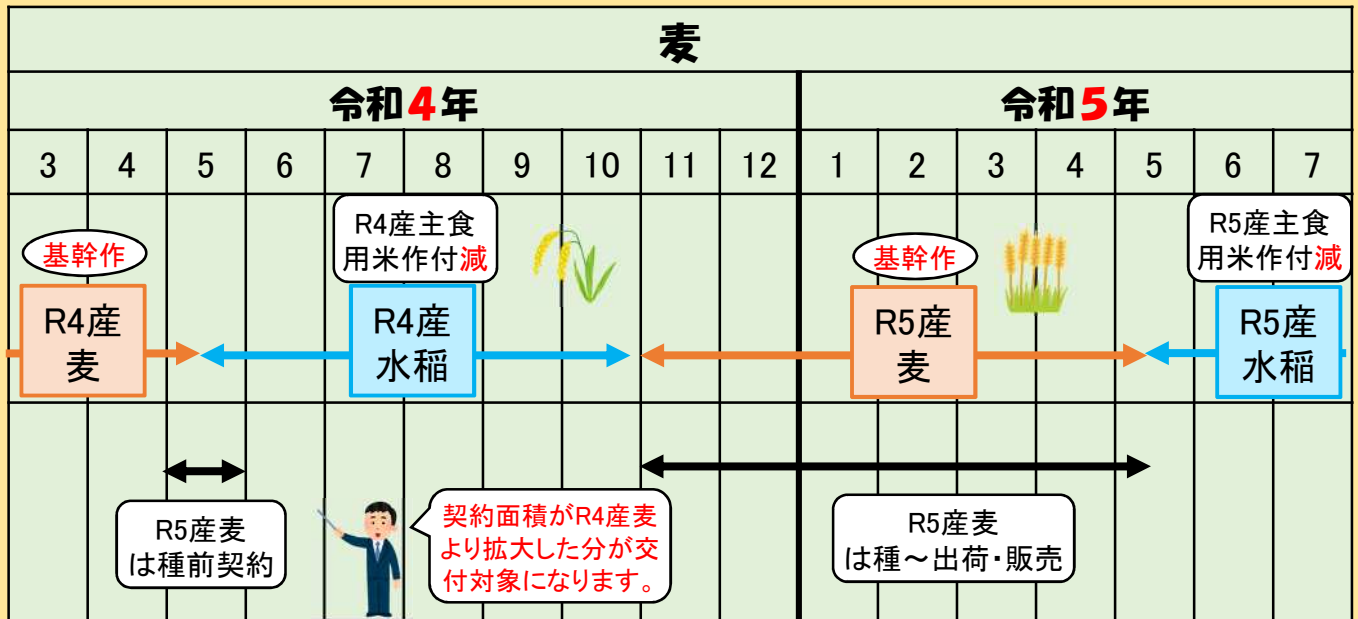
### 【主食用米の面積要件】

営農計画書に記載されている主食用水稻「生産の目安」の面積

※各要件は交付対象者単位で適用する。

ただし、地域農業再生協議会が主食用水稻の「生産の目安」を提示していない市町村については、地域協議会での作付面積が県協議会から提示された「生産の目安」の面積以下であった場合も個人が要件を満たしたものとみなす。

## 品目別の考え方



※栽培が年度をまたぐ野菜の場合、収穫時の年度で面積を比較する。

## 申請手続のスケジュール

### 【令和4年】

- 5月 【生産者⇔実需者又は集出荷業者等】麦のは種前契約を締結
- 6月 【生産者→地域協議会】交付申請書及び取組計画書の提出(6月30日〆切)
- 7月 【地域協議会→県】交付申請書及び取組計画書の提出(7月30日〆切)
- 8月～2月 【地域協議会】作付面積の確認
- 【生産者→地域協議会→県】実績報告書の提出
- 3月 【県→地域協議会→生産者】額の確定、支払

### 【令和5年】

- 6月頃 【地域協議会】は種前契約の履行状況、主食用米作付面積の確認

ご不明点等は最寄りの農林振興センターまでお問合せください。